



男女共同参画推進委員会

第28回

看護職の立場から

安中市男女共同参画推進委員会委員

小原加代子



この度、公益社団法人群馬県看護協会安中地区支部の支部長として、男女共同参画推進委員をお引き受けしました。よろしくお願ひいたします。

私が保健師として所属している看護協会は全国組織で、群馬県の会員数は1万人以上あり、安中地区支部の会員数は155人（平成24年8月1日現在）となっております。看護協会は、地域の皆様の健康な生活の実現に貢献するため、専門性に基つき看護の質の向上を図り、看護職が生涯を通じて安心して働き続けられる環境づくりの推進等を目的として活動しています。

昭和23年に制定された保健婦助産婦看護婦法（保助看法）では、看護職は女性とされてきました。男性には正式な国家免許がなく、その後の法改正により男性看護職が徐々に増えてきたという歴史があります。しかしながら、安中地区支部における男性看護師の割合は現在でも約1割です。看護は女性の仕事という意識がまだまだ強く、男性による看護職への参画の遅れがあるものと思われま

女性看護師の場合、不規則な勤務形態に加え、家事や育児などに追われ、ゆとりのない毎日を送っている人たちが大勢います。看護の現場では、男性看護師の活躍が大いに期待されているところです。

「看護師の奥さんと共働きを続けていきますか？」という問いに対し、男性はどのように考えるでしょうか。夜勤で体を崩さないか心配だ、家事は自分がしなくてはならない、医療に対応していくため研修も多い、子どもが病気になった時でも仕事が休めないなど、さまざまな心配があるのではないでしょうか。

看護職には、何よりも家族のサポートが重要です。看護職における男女共同参画については、男性看護師を増やしていくことももちろんですが、女性看護師をしっかりと支えていける環境づくりや男性の意識が大切であると思います。そのことによって、看護職はより成熟した職業に成長していくと考えています。

看護協会では、看護職が安心して働き続けられる職場づくりのための活動として、ワークライフバランス推進事業を行っており、自信と誇りを持って働き続けられる体制づくりを進めているところです。

問合せ▼困企画課女性政策係

(☎ 内線1021)

消費生活センターからのお知らせ

悪質な『消火器』の

訪問販売にご注意ください

【相談事例】

「以前販売した消火器の無料点検に来ました。」と男性がやってきたので、無料ならばと思って家にあった消火器を見てもらいました。

業者は「消火器の耐用年数が過ぎているので、すぐに交換しないといけない。」と言って新しい消火器と交換してしまいました。

購入契約書にサインしましたが、キャンセルできないのでしようか。

訪問販売で商品を購入した場合、契約書面を受け取った日を含めて8日以内であればクーリング・オフ（無条件解約）ができます。



【消火器】

◆ 一般家庭では、消火器の設置義務はありませんが、万一に備えて家庭でも用意しておきたいものです。

◆ 消火器の耐用年数は、8年から10年くらいとされています。消火器に書かれた使用期限の表示を確認してください。

【トラブルを防ぐには】

「無料」「今だけ」などの言葉につられて販売業者の訪問を受けてしまい、断りづらくなって要らない物を購入契約するケースが多くなっています。

その場での契約を控え、周りの人に相談しましょう。

わからないことや困ったこと、少しでも不審に感じたら、早めに市消費生活センターにご相談ください。

相談日時▼月々金曜日（祝日を除く）午前9時～午後4時

問合せ▼安中市消費生活センター（ ☎ 382-2228 ）